

学校支援地域本部事業の活用について

1 目的

授業を含めて、学校が行う事業については、一部例外もあるかもしれませんが、基本的に学校の教員及び職員が職務として行っていると思います。近年、学校関係教職員は多忙を極めているにもかかわらず社会環境の変化とともに、様々な課題に対応せざるを得ない状況となっています。

その様な状況の中で、学校だけが様々な課題に対応するのではなく、「学校、家庭、地域が連携し、一体となって子どもを育てる」ことによって学校を支援し、地域間及び学校と地域のきずなを創り出すことを目的とします。

2 学校支援地域本部事業導入のメリット

- (1) 各種事業実施の際にボランティアとして地域住民が加わることにより、学校教職員の負担軽減となります。

例：家庭科でのミシン指導に、地域のボランティアを活用することで、学校教職員の負担を軽減できます。

- (2) 各種事業の実施については学校教職員が中心となって行うことにはなりますが、事業に参加する地域住民との連絡調整はコーディネーターの職務となるため、その関連事務で学校教職員の負担軽減となります。

例：ミシン指導の管理運営以外について、ボランティアの募集、手配、依頼についてはコーディネーターが行います。

- (3) 学校支援地域本部事業を通じて学校と地域がつながることにより、地域との情報交換、地域への協力依頼がスムーズになります。

例：地域の住人が日頃から学校事業に参加することで、学校が身近なものとなり、地域との情報交換や協力依頼が行いやすくなります。

3 学校支援地域本部事業を活用するにあたって

基本的に「学校教職員が対応する事業」、「PTAが対応する事業」、「学校支援地域本部事業が対応する事業」の守備範囲を明確にする必要があります。守備範囲を明確にすることによって、事業をスムーズに進めることが可能となります。個別の事業実施にあたり、3者の守備範囲については、状況によって、学校、PTA、学校支援地域本部事業事務局で協議の必要が生じることもあるかもしれ

ません。

例：解答の○付けなどは教員にとっては負担となる職務であると思いますが、守秘義務の観点を中心として、「学校教職員が対応する事業」であると考えます。

4 コーディネーターの役割

コーディネーターは事業実施にあたり、実働しません。実働する地域のボランティアの皆さんと学校教職員が事業を実施する上での調整役です。

学校支援地域本部事業を用いた事業実施の流れ

ボランティアを活用した事業実施立案→**ボランティアの募集**
→**参加ボランティアの取りまとめ**→**ボランティアへの事業参加依頼及び説明**
→（ボランティアの保険加入手続き）→事業実施

※ □はコーディネーター業務。（ ）は学校支援事務局業務。それ以外は学校業務となります。

5 学校支援地域本部事業の活用例

(1) 授業時

- ・家庭科のミシン指導
- ・図工の工具指導
- ・校外における職場訪問など歩行時の安全確保
- ・校内における戦争体験、洪水体験講話などの講話

(2) 授業以外

- ・クラブの指導
- ・図書室整備（装飾等含む）
- ・読み聞かせ
- ・登下校時等児童見守り

など

活用はアイデア次第です。是非ご活用ください！なお、分かる範囲内で学校支援事務局から人材やデータ等の情報も提供いたします。お問い合わせください。

問い合わせ

学校支援地域本部事業事務局

（一関市民センター）

担当：小野寺一宏（おのでら かずひろ）

電話：21-2148